

2021年度  
関西学院大学ロースクール  
D日程

一般入試（法学既修者）

民法問題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

## 【民法問題】

次の設問に答えなさい。なお、解答は、改正民法\*によるものとする。

\*平成29（2017）年6月2日公布、令和2（2020）年4月1日施行の「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」、および平成30（2018）年7月13日公布、令和2（2020）年4月1日最終施行の「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）」を指す。

### 〔設問1〕

Xは、Yから伝統工芸品甲を15万円で購入した。このとき、Xが代金を先に支払ったうえで、3月10日にXの自宅までYが甲を持参することで合意した。Yは運送業者Zに、甲の運送を依頼し甲をZに引渡した。

甲の運送中に、前の車が急ブレーキをかけたことから車間距離をあまりとっていなかったZも急ブレーキをかけたため、甲が破損してしまった。Xは、甲の破損に対して、Yに対して損害賠償を請求したいと考えている。

XのYに対する損害賠償請求が認められるか検討しなさい。検討に際しては、Xの請求の根拠を示したうえで、Yに対する請求においてZの行為をどのように法的に評価しうるかに留意すること。

### 〔設問2〕

次の2つの事実を読み、事実と法律構成の各々の相違点・共通点を明らかにして、契約上の責任が問えるかについて結論が異なるか、理由を示して検討しなさい。

### 〔事実1〕

Pは、Qバス会社が運行する路線バスに、川西に行くために、宝塚から乗車した。バスは、Qバス会社の従業員Rが運転していたところ、前方の乗用車が突然急ブレーキをかけRも急ブレーキをかけざるを得ず、そのためPが転倒して重傷を負った。Pは、Qバス会社に対して損害賠償請求をしたいと考えている。

〔事実2〕

SとTは、それぞれU社のもとは働くUの構成員である。Tは、Sの所属する部署の部長であり取締役も務め、SはTの部下である。U社が遂行するプロジェクトのために、TとSは、社用車をTが運転して、現場からプロジェクトの打ち合わせをしながらU社に戻る途中で、Tが無理な車線変更を行った際、路面が凍結していたため道路わきの樹木に衝突し、Sが重傷を負った。Sは、U社に対して損害賠償を請求したいと考えている。

2021 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【D 日程：民法】

《出題趣旨》

本問では、いずれも運転者の運転上のミスにより「物の破損」「乗客のけが」「同乗者のけが」が発生した事案を扱う。同じ運転上のミスで発生したこれらの結果について、それぞれ事案の相違点・共通点を明らかにして、それら事案の違いが、法律構成にどのように影響を及ぼすかを問う問題である。

本問では、それぞれ「典型契約（売買・請負・雇用）上の義務（引渡義務・保護義務・安全配慮義務）における、履行補助者の帰責事由（結果債務であれば免責事由）ないし債務不履行該当性（手段債務）」を、検討することになる。

《解説・講評》

問（Ⅰ）は Y の「**売買契約**における**目的物引渡債務**の不履行」が問題となり、売買契約の引渡義務は**結果債務**であるから、結果実現保証がなされていると考えられるので、Z（Y の履行補助者）の運転上の不注意（急ブレーキ）による売買目的物の破損について、X の債務不履行に基づく損害賠償の請求は認められると考えられる。すなわち、Y が引渡債務から免責されるには、免責事由として不可抗力が必要となり、それが認められない本件では、X の損害賠償請求に対する Y の免責の抗弁は認められない。この事例では、Z の行為は、免責事由の抗弁で評価される。

問（Ⅱ）は、上述（Ⅰ）との違いを踏まえて、二つの事案についてさらに事実の相違点・共通点を明らかにして、契約上の責任が問えるかについて結論が異なるか、理由を述べて、検討することが求められる。

（1）は、Q の、P との**運送契約**における**保護義務（手段債務）**の不履行が問題となり、（Q の履行補助者）R の運転上の注意義務違反（急ブレーキ）による乗客のけがにより、P が Q に対して、運送契約上の保護義務違反により、損害賠償請求ができるかを論じなければならない。保護義務は、手段債務と考えられるため、Q の免責は、Q が債務の履行過程において合理的な注意を尽くしたか否か（債務不履行があったか否か）、で判断される。

これに対して（2）では、S の、U との**雇用契約**における**保護義務（手段債務）**の不履行が問題となり、T（U の履行補助者）の運転上の注意義務違反（急ブレーキ）による部下 S のけがを理由に、X の損害賠償の請求の可否が問題になると考えられる。もっとも、判例（最判昭和 58 年 5 月 27 日民集 37.4.477）は、このような場合において、S の U に対する雇用契約に基づく損害賠償請求につき、雇用関係における使用者

が被用者の生命・身体・健康の安全に配慮すべき義務を、特に「安全配慮義務」と呼んで、同様の事例において、安全配慮義務は「労務の管理支配のための適切な人的・物的組織の編成に尽きる」として、損害賠償請求を否定した。

しかし、(1)と同じ「(雇用)契約上のUの保護義務」の問題だとすると、(1)の事案と異なって解する理由があるのかという点が問題となる。判例の立場に立つ場合にも、この結果の違いについてどのように考えられるか、判旨のように「安全配慮義務」として一律に責任範囲を限定すべきかどうかについても言及できれば加点事由とした。この点については、それぞれの契約の内容・趣旨に応じて判断すべきことになると検討することになる。

本問では、問題文に沿って事実の比較をしたうえで、それを結論に結びつけて論じようとする答えは高く評価した。もっとも、そのような答えは必ずしも多くはなかった。また、履行補助者の問題であることを的確に論じる答えも少なかった。契約当事者以外の者の扱いにも、注意して検討する必要がある。本問は、事実の違いに応じた法律構成ができるか、その分析力を問うものであるので、問題の意図に沿って検討する必要がある。結果債務や手段債務の概念を使わない検討も、筋が通れば評価した。「安全配慮義務」を指摘する答えは多かったものの、その義務を他の事例と比較・検討するものが少なかったのは残念である。